

中小機構 共済事業非常勤嘱託職員 募集要項

1. 募集区分

- (1)小規模共済契約課 契約審査員
- (2)倒産防止共済貸付課 貸付審査員
- (3)倒産防止共済貸付管理課 経営セーフティ共済相談員
- (4)共済相談室 共済相談員

2. 各募集区分共通事項

1. 雇用期間	2027年4月1日～2028年3月31日 1. 契約の更新の有無 1事業年度を単位とし、更新する場合があります 2. 契約更新は次により判断します ・ 契約期間満了時の業務量・勤務成績、勤務態度・能力 ・ 従事している業務の進捗状況 3. 更新上限の有無 有 [通算更新 2回まで／通算契約期間 3事業年度(2030年3月31日)まで]
2. 試用期間	試用期間あり(3か月)
3. 勤務地	本部 共済事業推進部・共済事業グループ(東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階)及び「テレワーク実施要領」に限定する勤務場所 (採用後の勤務地の変更はなし)
4. 雇用の形態	非常勤嘱託職員
5. 休日・休暇	休日：一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日 三 年末年始(12月29日～翌年の1月3日) 四 前各号のほか、特に当機構が指定する日 (前各号を除く所定勤務日以外の日) 休暇：年次有給休暇、特別有給休暇
6. 社会保険	適用あり
7. 労働保険	雇用保険：適用あり 労災保険：適用あり

8. 応募方法	次の応募書類を同封して、13.の「独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済契約課 嘱託職員募集担当」宛送付してください。また、封筒には赤字で「応募書類在中」と明記してください。 《応募書類》 1) 履歴書 (市販のもので可。顔写真を貼付したもの。) 2) 経歴書 (書式自由) 3) 志望動機 (書式自由) 4) 返信用封筒 (110 円切手を貼り付けのうえ、住所等を記載のこと) ※返信用封筒は選考結果をお知らせするために使用します。 応募書類の取扱い ※応募書類は返却いたしません。当機構規定にもとづき、選考が終了次第、適切に廃棄しますのであらかじめご了承ください ※応募書類に記載されている個人情報をもとに当機構の他の採用情報のご案内をお送りする場合がありますのでご了承ください。 なお、以下の方は応募できません。 過去に当機構の嘱託職員、常勤専門職員として 3 事業年度を雇用されたことがある方 (過去に当機構の任期付職員、嘱託職員、常勤専門職員であった者については、その事業年度を通算します。)
9. 応募受付	2026年8月3日(月)～2026年9月4日(金)まで(必着)
10. 選考方法	1) 書類選考 2) 面接選考 ※書類選考の通過者については、電話又はメールにて通知いたします。(履歴書に連絡先を必ず明記してください。) ※選考結果にかかるお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。 ※面接に係る旅費の支給はありません。
11. スケジュール (予定)	応募締切 2026年9月4日(金) 書類選考 2026年9月7日(月)～9月9日(水) 面接審査 2026年9月14日(月)～9月18日(金)
12. 募集者の名称	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
13. 書類送付先・ 問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済契約課 嘱託職員募集担当 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階 TEL:03-3433-8811

3. 募集区分ごとの業務内容等

(1) 小規模共済契約課 契約審査員

1. 業務内容	・共済制度における各種申込・届出事項等(加入、月額変更、通算、届出事項変更等)の審査・照会 ・契約者等との電話等応答に係る業務 ・その他上記に付随する業務 (採用後の業務内容の変更はなし)
2. 募集人員	1名
3. 所定勤務日数	①1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数 ②月15日
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間：9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 休憩時間：12時00分～13時00分
5. 給与	①月額326,800円 ②月額258,000円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	・銀行、生命保険会社等の金融機関における実務経験があること、又は、小規模事業者、中小企業者への支援経験があること。 ・対外的な交渉折衝能力及び各種審査能力に長けていること。 ・民法、商法及び税法をはじめとした関連法令を理解できること。 ・Microsoft Word、Microsoft Excel について、支障なく使用できること

(2) 倒産防止共済貸付課 貸付審査員

1. 業務内容	《中小企業倒産防止共済制度に係る共済金及び一時貸付金の貸付並びに解約手当金の請求に係る業務》 ・請求書及び添付書類の受付、確認及び不備に係る照会。 ・請求及び貸付に係る照会の受付及び調査並びに回答。 ・共済金貸付請求に係る調査。 ・一時貸付金の償還金及び利息並びに違約金の入金督促。 ・その他、上記に付帯する業務。 (年に数回出張する場合があります。) (採用後の業務内容の変更はなし)
2. 募集人員	5名
3. 所定勤務日数	①1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数 ②月15日
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間：9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 休憩時間：12時00分～13時00分
5. 給与	①月額326,800円 ②月額258,000円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1)業務経験 ・金融機関等の業務経験を有すること。 ・対外的な交渉折衝能力並びに調査能力に長けていること。 ・付加的な適性として、金融機関等の業務を通じ特定の商習慣等に精通していること。 2)パソコン等の取り扱い ・Microsoft Word、Microsoft Excel について、支障なく使用できること。

(3)倒産防止共済貸付管理課 経営セーフティ共済相談員

1. 業務内容	中小企業倒産防止共済制度の貸付先に対する債権管理回収業務及び経営支援業務 ・ 初期延滞債権に対する電話及び文書による入金督促 ・ 再契約(条件変更契約)締結のための債務者交渉 ・ 再契約の履行管理(入金管理、督促、契約更新) ・ 債務者状況把握のための調査・訪問 ・ 貸付先への経営支援 ・ その他、上記に付帯する業務 ※債務者等との交渉・貸付先への経営支援等のため、出張することがあります。 (採用後の業務内容の変更はなし)
2. 募集人員	3名
3. 所定勤務日数	月15日
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間： 9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※勤務時間を8時30分～17時15分とすることがあります。 ※時間外勤務あり 休憩時間： 12時00分～13時00分
5. 給与	月額258,000円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1)業務経験 ・ 金融機関等における中小企業への債権管理回収、経営支援の業務経験を有すること。 ・ 交渉折衝能力及び調査能力を有し、調整に長けていること。 ・ 業務遂行上必要な情報収集等、活用できるネットワークを有していること。 ・ 公的機関職員としての自覚を持ち、立ち振る舞うことができること。 2)パソコン等の取扱い ・ Microsoft Word、Excel について支障なく使用できること。 ・ 業務内容に付随した機構独自システム等の習得に抵抗がないこと。

(4)共済相談室 共済相談員

1. 業務内容	小規模企業共済制度の中小企業倒産防止共済制度の内容及び加入手続き等に関する相談 ・両共済制度の掛金納付状況の照会に対する回答 ・両共済制度の変更手続きに関する相談 ・両共済制度の共済金及び共済金貸付等の請求に関する相談 ・小規模企業共済契約者貸付制度の内容及び貸付手続きに関する相談 ・上記事項に関する電話相談対応、来訪相談対応、文書処理及びその他の業務 (採用後の業務内容の変更はなし)
2. 募集人員	2名
3. 所定勤務日数	①1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数 ②月15日
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間： 9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 ※勤務時間を9時15分～18時00分とすることがあります。 休憩時間： 12時00分～13時00分 ※11時30分～12時30分、12時30分～13時30分とすることがあります。

5. 給与	①月額326, 800円 ②月額258, 000円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1)業務経験 ・金融機関、保険会社、年金・共済事業を運営する機関等における実務経験を有すること。 ・対外的な交渉折衝能力及び各種審査能力に長けていること。 ・民法・商法・税法、その他関係法令の知識を有すること。 ・金融機関の業務を通じ、一般的な商習慣等に精通していること。 2)パソコン等の取扱い ・Microsoft Word、Excel について支障なく使用できること。 ・業務内容に付随した機構独自システム等の習得に抵抗がないこと。

(様式1)

応募区分希望票

・複数の応募について

(1)「共済事業 非常勤嘱託職員」の中から複数応募可能です。

複数応募の場合には、希望する嘱託職員区分に○を記入ください。希望順位がある場合は1から希望順に数字を記入し、希望順位がない場合は、○のみ記入ください。

(2)募集区分の中には、「3. 所定勤務日数」が2種類の区分があります。その場合、以下の「所定勤務日数」の欄に希望する日数の丸数字をご記入ください。どちらでも構わない場合は、両方の丸数字をご記入ください。

	嘱託職員区分	○または順位	所定勤務日数
1	小規模共済契約課 契約審査員		
2	倒産防止共済貸付課 貸付審査員		
3	倒産防止共済貸付管理課 経営セーフティ共済相談員		
4	共済相談室 共済相談員		

・その他

2026年8月末までに当機構の他部署での公募に応募する場合は、応募する「嘱託職員区分」及び「問い合わせ先の部署名」を以下に記入ください。

	嘱託職員区分	問い合わせ先部署名
1		
2		